

# 令和3年度 学校教育における人権教育推進のための重点

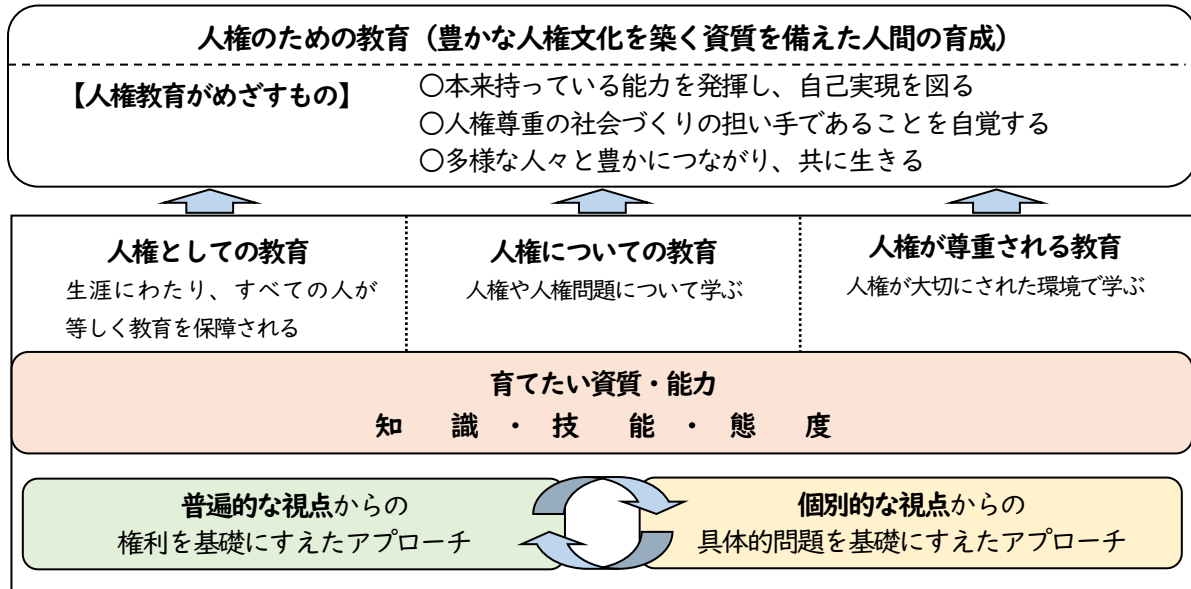
## 人権教育とは

人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

## 1 鳥取県がめざす人権教育

「鳥取県人権教育基本方針―第2次改訂―」(H29.3)



## 2 重点事項

### 「育てたい資質・能力（知識・技能・態度）」を拠り所とした教育実践

「育てたい資質・能力」の育成をめざした教育活動の実践の充実のために

- 「育てたい資質・能力」について教職員間の共通理解を図る。
- 人権教育全体計画、人権学習年間指導計画、人権学習指導案に「育てたい資質・能力」を明記する。

多角的な評価による見直し・工夫・改善のために

- 児童生徒による自己評価アンケート等に「育てたい資質・能力」を盛り込むなどの工夫を行う。
- 授業研究会を行ったり、外部指導助言者に評価を求めたりする。

### いじめの未然防止等生活につながる人権教育の創造

児童生徒の実態に応じた指導内容・指導方法のために

- 「協力」「参加」「体験」を意識し、学びがいのある授業づくりを行う。
- 発達段階を考慮した効果的な学習教材の選定・開発を行い、人権学習年間指導計画等の見直しを行う。
- 各教科等のねらいや特質をふまえた授業づくりを行う。

人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を育成するために

- 普遍的な視点を意識し、個別的な視点と往還させる授業づくりを行う。
- 多面的・多角的に考え、主体的に判断する力の育成をめざした授業づくりを行う。

### 教職員研修の充実

教職員がまず人権尊重の理念を十分認識するために

- より一層の対応が求められている問題や近年顕在化した問題について理解を深める。
- 学校の実態に応じた研修計画等を作成し、実施状況について点検・評価を行い、改善・充実を図る。
- 外部指導助言者の招聘や指導参考資料等の活用を図る。